

## 奨励研究助成実施報告書

助成実施年度	2017 年度（平成 29 年度）
研究課題（タイトル）	戦中期における住居法制定活動に対する建築学会の海外住宅政策理論研究の影響について
研究者名※	堀内 啓佑
所属組織※	神戸大学大学院 工学研究科 建築学専攻 近代建築史研究室
研究種別	奨励研究
研究分野	その他
助成金額	50 万円
概要	住居法は、1940（昭和 15）年前後に厚生省や同潤会で盛んに調査立案が進められながらも、戦時下の社会状況の中で実現に至らなかった法制である。この住居法の検討過程で得られた素案に関しては、居住環境全般に対する統一法としての先進性、あるいは住宅営団法等の戦時施策への影響関係の点から、これまでも評価がなされてきた。その一方で、住居法が先進的内容を持つに至るまでの過程、とりわけ立案に先立つ調査研究活動の実態について言及した研究は将来見られなかった。本研究はこの実態を探ろうとするものである。この調査立案活動と建築学会内の複数の活動の間に関係性が認められることに着目して、その関係性による住居法への影響の把握を試みる点に本研究の特色がある。
発表論文等	日本建築学会計画系論文集第 84 巻第 758 号, 965-975, 2019 年 4 月

※研究者名、所属組織は申請当時の名称となります。

( ) は、報告書提出時所属先。

## 1. 研究の目的（研究助成申請書と同内容）

本研究は、日本の住宅政策が成立するなかで、技術的観点から住宅政策に関する海外の先進的手法が調査されていたことを示すとともに、その調査による国内法制への影響関係を明らかにすることを目的とする。日本の都市は、他の海外都市と同様に、産業の勃興に伴って住宅難に見舞われることとなり、特に戦時期には住宅難に付随する住宅問題が深刻化した。海外諸国では、こういった問題に対応するため、居住環境全般に関する統一法である住居法または住宅法を成立させており、日本でもこれに倣った住居法を検討する活動が存在していた。この住居法は当時の厳しい社会情勢の中にあって制定には至っていないが、これまでの住宅史研究により、活動で検討された内容が戦後政策に引き継がれ、日本の住宅政策形成に重要な影響を与えたことが明らかになってきた。本研究はさらに、この住宅政策の広い領域に渡る立案作業が、建築に関する技術者や知識人、特に建築学会(現日本建築学会)所属者を中心に進められていたことに着目する。これにより、同潤会や住宅営団などによる住宅供給が現代的居住型式に関する海外知識導入の一つの契機となったように、学会所属者の住宅政策への参与の機会が、当時の住宅政策に関する関心を高め、知識の取得を促していたということを示せるものと思われる。また、その取得の根拠や方法、施策への反映状況を把握することにより、日本住宅政策の根底を理解するうえで重要な知見を得られるものと考えられる。

## 2. 研究の経過

本研究では、住居法の立案活動に対する建築学会の関与の状況を探るため、①文献抄録活動、②論考投稿活動、③住宅政策に関する主要専門委員会による調査活動、④住宅政策に関する関連専門諸委員会による調査活動、という四つの建築学会の活動に着目した。ここでは、これらに関する研究の経過について、それぞれ記載する。

### ①文献抄録活動

日本建築学会の閲覧サービスと神戸大学所蔵の『建築雑誌』を利用して、活動状況を把握した。ここでは、『建築雑誌』に初めて文献抄録が掲載された 1927(昭和 2)年から終戦までの期間を対象とした。本作業では、期間内に掲載された 1000 以上の紹介・抄録文を全て確認し、これをテキストデータ化した。整理にあたっては、抄録文の【タイトル】【抄訳(抄録)者】【掲載年/月】、参照文献の【タイトル】【筆者】【発行年/月】【掲載雑誌(発行国家)】【頁】の項目を設け、後に項目ごとに検索を行える状態とした。

### ②論考投稿活動

①と同様の方法で『建築雑誌』に収録された論考を確認した。ここでは、都市計画法や市街地建築物法の施行などを経て、住宅政策の必要性が一般的に認識され始めたと考えられる 1919(大正 8)年から、終戦までの期間を対象とした。本作業ではまず、期間内の『建築雑誌』の「目次」を全て収集し、この中から、住居法の立案に関与した人物の論考を選び取り、データ化することとした。この人物の選定にあたっては、自身の修士論文(戦時下住宅政策成立過程における議論と調査活動に関する史的研究 -同潤会住宅制度調査委員会による住居法研究に着目して-)を参考に、住居法立案の中心的役割を担ったと考えられる人物を抽出した。

(2. 研究の経過の続き)

### ③④住宅政策に関する主要専門委員会および関連専門委員会による調査活動

建築学会図書館と東京都公文書館において文献調査を実施した。建築学会図書館では大正期から戦後までの『建築学会会員住所姓名録』『建築学会会員名簿』のうち、現存する全てを確認し、必要箇所の複写を行った。これにより、委員会の変遷状況と構成員の概要を把握した。東京都公文書館では、建築学会図書館における成果をもとに、関連すると思われる委員会を割り出し、内田祥三文庫所蔵の議事録等の閲覧を行った。「住宅問題委員会」「住宅委員会」といった主要な専門委員会の他、「建築法規に関する委員会」「集落計画委員会」「都市計画及地方計画に関する調査委員会」等の委員会に関する資料については、閲覧の上、必要箇所の複写を行った。これらについては複写の後にスキャンを実施し、デジタルデータ化した。

## 3. 研究の成果

【2. 研究の経過】で実施した四つの作業で、それぞれ一定の成果を得ることができた。

### ①文献抄録活動

対象期間に抄録・抄訳された論考数は膨大なため、個々の論考の精査には至らなかったが、活動を全体として捉えることで、ある程度活動の傾向を掴むことができた。例えば、抄録・抄訳数の変化から、住宅政策に対する関心の推移を見て取ることができる。

住居法の立案者の一人である早川文夫は、1939(昭和 14)年の『建築行政』において「欧州大戦後の好景気時代一大正 8~9 年頃に相当喧しかった我国の住宅問題もその後約 20 ヶ年の間殆ど世間から忘れられてみた」と述べている。ここから、1920(大正 9)年前後から既に住宅問題は認識され始めていたものの、社会的関心はそれほど高くはなかったと見ることができる。これを踏まえて、今回把握した文献抄録活動を見てみると、確かに 1936(昭和 11)年頃まで住宅政策に関する抄録・抄訳数はそれほど多くない。1933(昭和 8)年に限定すれば、新規翻訳の論考は 1 年で僅か 3 編に留まっている。一方、早川が上述のように述べた 1939(昭和 14)年という時期は、日中戦争の開戦以後の急激な住宅難の進行から、住宅問題に対する関心が高まっていた時期である。これは抄録・抄訳数にも直結しており、この年の新規翻訳数は 133 編にのぼっている。これらから、建築学会における海外資料の収集や翻訳作業は、住宅政策に対する社会的関心の高まりに比例して、1937(昭和 12)年の日中戦争開戦後に本格化したのではないかという考察が得られた。

### ③住宅政策に関する主要専門委員会による調査活動

本研究は、住居法立案に対する建築学会の関与の状況を探るものであるが、政策に直接的な影響を及ぼしたという点で、既にその重要性が指摘されているのが、1939(昭和 14)年に学会内に設けられた住宅問題委員会である。同委員会については、富井(2000)や魚住(2009)が住宅営団の設立等に対する関与を指摘している。本研究では、同委員会で海外政策がどのように摂取されていたか、またこれが住居法の立案に影響を与えていなかったかに焦点を当てた。

住宅問題委員会の第一回議事録には、「委員会の進行の方針に付き意見の交換を行ひ先づ以て各国に於ける住宅政策に関し研究者より説明を聴取し次て我国の住宅政策及政府の方針等を聴取し然る後具体的調査に着手することに決定したり。中村(寛: 筆者補)君よりは厚生省の今後の住宅政策概要及本委員会に対する希望等に付伝へらるる所あり又熊谷(兼雄: 筆者補)君よりは現に厚

生省が執りつつある職工住宅政策の経過に関し紹介説明ありたり。」とある。ここでは、二つの点が注目される。まず一点には、今後調査を開始するのに先立ち、海外政策に関し「聴取」を行うことが方針として定められていることである。実際その後の委員会では、担当者から英・米・独・伊の住宅政策の解説がなされている。二点目は、中村寛や熊谷兼雄といった人物から、厚生省側からの要望や説明がなされている点である。拙稿(堀内・中江, 2018)では、厚生省住宅課と同潤会住宅制度調査委員会の連帯により住居法が立案されたことを示したが、中村や熊谷は、その立案の中心人物にあたる人物であった。このような人物らから住宅問題委員会にも要望が伝えられていたとするならば、同委員会にも方針等が共有されていたと考えるのが妥当である。

これを裏付けるものとして、「住宅行政機構の整備拡充に関する建議」(表 1)がある。これは、1940(昭和 15)年から 1941(昭和 16)年にかけて、すなわち住居法が立案されていたのとほぼ同時期に、住宅問題委員会により政府に上申された建議である。ここでは、各項目の詳しい説明は避けるが、この建議で示された内容は、当時までに立案に至っていた既存法制と、住居法に新たに盛り込まれる予定であったの組み合わせで説明できるものとの結論を得た。すなわち、居住環境に関する統一法としての住居法の立案と、それを運用する住宅行政機構の整備の二つは、それぞれ手段は異なっていたものの、根幹となる方針は一致していたものと見られる。この意味で、住居法立案に対する住宅問題委員会の関与が認められる。

この成果については、**日本建築学会近畿支部研究発表会(堀内啓佑, 中江研: 「住宅行政機構の整備拡充に関する建議」により目指された行政機構の具体像, 2019.6)**への投稿を完了しており、同発表会で発表予定である。

表 1: 住宅行政機構の整備拡充に関する建議

①住宅政策に関する事項
(イ)住宅地及住宅の地域別配分計画に関すること (ロ)住宅の経営主体別配分計画に関すること (ハ)居住型式及住居費等生活の基準に関すること (ニ)定期的全国住宅総合調査に関すること
②住生活の規正に関する事項
(イ)地方別, 都市農村別住居の標準及規格に関すること (ロ)保安, 衛生, 防空上の構造設備に関すること (ハ)居住環境に関すること
③住宅の需給調整に関する事項
(イ)住宅及住宅敷地の需給調整並に仲介斡旋に関すること (ロ)住居用建築資材の需給調整並に配給に関すること (ハ)住宅建築資金の補助, 融通及斡旋に関すること (ニ)建築技術者及労務者の需給調整並に要請に関すること
④地代家賃に関する事項
地代家賃の統制並に適正賃貸料に関すること
⑤住宅改善に関する事項
(イ)住宅の維持, 補修に関すること (ロ)住宅環境の整備及厚生施設の普及に関すること (ハ)不良住宅の改善に関すること
⑥住宅経営機関の指導に関する事項
住宅経営機関(住宅営団, 公共団体, 住宅組合, 貸家組合, 住宅会社等)の指導監督に関すること

## ②論考投稿活動および④住宅政策に関する関連専門諸委員会による調査活動

②および④では複数の重要人物もしくは関連委員会について検討を進めたが、ここでは中村寛を取り上げる。その理由としては、(i)③でも触れたように同潤会住宅制度調査委員会や建築学会住宅問題委員会の主要構成員であったこと、(ii)『建築雑誌』に複数の論考や講演が掲載されていること、(iii)建築学会内部の複数の専門研究員会に所属していたこと、の3点が挙げられる。まず着目したいのは、中村が1920(大正 9)年から「都市計画及住宅問題調査」を目的とした欧米出張を経験していることである。一方、1953(昭和 28)年の『住宅建設要覧』には、内田祥三の興味深い言及が見られる。ここでは以下のように述べられている。「私はかつて、イギリスの住宅政策を調べていた際、たまたま、1919年4月に同国地方政務院から公表された住宅の建設その他の援助を受けるための計画の規準書のようなものを入手したのを機会に、当時内務省都市計画課におられた中村寛君に頼んで、これを訳してもらい、内務省都市計画課の名で、「建築雑誌」

に発表したことがあるが、それは一団地の住宅建築の指導書として懇切ていねいを極めたものであった。」ここで述べられるように、1921(大正 10)年 8 月の『建築雑誌』には、「英国住宅助成計画案」という内務省都市計画課による訳文が掲載されている。これは、中村寛の在欧期間と重なっており、中村が海外でこの翻訳を実施したと考えることができる。これは、中村を通して欧米の知見が日本に流入し、これが『建築雑誌』により広く知らされていたことを裏付けるものであると考えられる。これに引き続き『建築雑誌』には「英国労働者階級住居法(一八九〇年)」(同 11 月)、「英国住居及都市計画法(一九〇九年)」(同 12 月)、「英国住居及都市計画法(一九一九年)」(翌 1 月)、「仏国安価住宅法(一八九四年)」(翌 3 月)という四編の訳文が立て続けに掲載されている。都市計画課の名前でこのような翻訳作業がなされたのはこの時のみである。この翻訳が実施された詳しい経緯は不明であるが、この全てが中村の在欧期間に重なっていることを考えれば、いずれも中村により収集・翻訳されたものであると考えても不自然ではない。なかには住居法に関するものも含まれており、この仮定を前提とすれば、中村は 1921(大正 10)年頃から既に住居法に触れていたこととなる。

次に、住居法の具体的内容と中村の関係性を見ておきたい。住居法の立案の際には、住宅調査、住居標準、住居監督、住宅供給の四つが住居法に組み込まれるべき重点項目とされた。ここでは特に、住宅調査が検討すべき項目に加えられた経緯に触れる。1928(昭和 3)年 10 月、建築学会内の調査組織として住居統計調査委員会が設置されているが、中村寛はこの委員会の幹事という要職に就いている。1930(昭和 5)年の 4 月、同委員会は「国勢調査事項中住居調査に関する建議」を総理大臣および内務大臣宛てに上申している。これは、同年に実施された第二回国勢調査の調査が不十分であったことを指摘し、さらに充実した調査を求める建議である。実際の実施状況を見てみると、第一回国勢調査における調査項目は「氏名、世帯に於ける地位、男女の別、出生の年月日、配偶の関係、職業及職業上の地位、国籍別又は国籍別」の 8 項目であった。これに対し、第二回国勢調査では「氏名、世帯に於ける地位、男女の別、出生の年月日、配偶の関係、職業、所属の産業、失業、国籍別又は国籍別、住居の室数」の 12 項目に調査項目が拡大されている。注目されるのは「住居の室数」が調査項目とされていることであり、住宅に関する調査が第二回調査で新たに実施されていることがわかる。一方、「国勢調査事項中住居調査に関する建議」では、「(1)住宅の建坪数持家、(2)借家、借間の区別、(3)借家、借間に就ては賃借料及敷金」の三項目を実施することが求められており、実際の実施状況よりもかなり高い要望がなされていることがわかる。また、1928(昭和 3)年 7 月、中村は『建築雑誌』に「住宅調査」という論考を発表している。この中では、住宅調査に関して、「国勢調査事項中住居調査に関する建議」とほぼ同様の主張がなされている。すなわち、中村は第二回国勢調査が実施される以前から住宅調査の具体的な実施イメージを持っており、これが実現しなかったために、「国勢調査事項中住居調査に関する建議」により、改めてその実施を求めたと見られる。戦時期に至っても、中村の求めたような住宅調査は実施されておらず、こうした背景から、住居法に盛り込まれるべき内容として住居法が挙げられたと考えられる。

この成果については、**日本建築学会大会**(堀内啓佑, 中江研: 住居法の立案が目指された経緯に関する研究 中村寛の経歴に着目して, 2019.9)への投稿を完了しており、同大会で発表予定である

#### 4. 今後の課題

本研究で検討した四つの活動について、今後の課題は以下のように整理される。

##### ①文献抄録活動

対象として設定した期間の全ての抄録・抄訳文をデジタルデータ化することにより、活動全体を俯瞰することが可能になったが、今回の検討では個々の内容を精査することができなかった。今後、これらの内容を確認することにより、当時何が必要と考えられたのか捉えたい。また、参照元の海外文献にも焦点を当てることによって、検討されなかった事柄も確認し、当時の知見の取捨選択の状況を明らかにしたい。

##### ②論考投稿活動

今回の検討では中村寛等の一部の重要人物にしか焦点を当てることができなかった。今後は、その他の政策への関与が認められる人物の検討をさらに進めていきたい。

##### ③住宅政策に関する主要専門委員会による調査

今回の検討では、住宅問題委員会と住居法の関係性を読み解くことができた。一方、この住居法は1940(昭和15)年から翌年にかけての議論の中で、実質的には立案が断念されている。そのため、住宅問題委員会を改組する形で1941(昭和16)年に設けられた住宅委員会に関しては、住居法との関係性を見出すことができなかった。しかしながら、住居法の検討事項は、住宅営団法等の施策として部分的に実現したことが知られている。今回の検討の中で、むしろ住宅委員会は、こうした経緯を受けて設立された住宅営団と組織的関係性を持っていたのではないかという仮説が得られた。今後は、この仮説を詳しく検討していきたい。

##### ④住宅政策に関する関連専門諸委員会による調査活動

今回実施した建築学会図書館と東京都公文書館における文献調査では、一部関連委員会の議事録等の資料を入手することができなかった。例えば、住居統計調査委員会等の委員会で議論された内容は、住居法の源流を探るうえで重要な資料となると考えられるため、今後、別の手段で資料を入手できないか検討を続けたい。